

令和元年度第3回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和元年6月7日(金)午後 2時30分開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(13名)

3番 鈴木孝徳	4番 石渡文久
5番 三須健行	7番 長澤正昭
8番 山崎宏	9番 羽根井直子
10番 石田和久	11番 椎名稔男
12番 兼坂仁	13番 木内正夫
14番 眞野文雄	15番 三門増雄(議長)

書面表決委員(1名)

2番 渡貫茂

4 欠席委員(1名)

1番 清宮正

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和元年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 湯浅明弘

主査 飯田啓市

主任主事 西山壮大

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

皆さんこんにちは、本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻でございますので、ただ今より、令和元年度第3回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

始めに、次回の総会でございますが、7月9日（火）に開催を予定しております。

続いて報告でございます。印旛郡市農業委員会連合会総会が、5月21日（火）に、印旛合同庁舎で開催され、三門会長と私が参加いたしました。また、5月23日（木）には、農家組合長会議が、千葉みらい農業協同組合の佐倉中央支店で開催され、石田会長職務代理者が参加されました。

続きまして、東京都文京シビックホールで、全国農業委員会会長大会が5月27日（月）に開催され、三門会長が参加されました。

今後の予定ですが、6月27日（木）10時30分から、千葉市プラザ菜の花で、千葉県農業会議第114回通常総会が行われる予定でございます。

三門会長と私が出席予定でございます。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、足元の悪い中、総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最近、佐倉市内でも、イノシシが出ておりまして、かなりの被害が出始まってきています。5月8日には、飯田の方で捕獲されているような状況でございます。各地区の中でも、実際の被害が無くても、畑等が荒らされていたり、穴が開いているとか、そういう事例がありましたら、なるべく早く、農政課の方に報告していただけるようお願いいたします。最近、ウリボーも出てるような報告もありますし、佐倉市も増えていく方向であるようなので、なるべく早い報告をいただけるようお願いいたします。それでは本日も、慎重な審議の程お願いいたします。

会議を始めます。

只今の出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第3回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

- 議長 異議は、ないものと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

- 議長 異議は、ないものと認めます。
それでは、議長から指名いたします。
議席番号、11番「椎名 稔男委員」、議席番号、12番「兼坂 仁委員」を、
会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

- 議長 日程第3、議案を上程いたします。
本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和元年度第3次農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
以上、4議案でございます。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局長

◎議案第1号の説明

- 事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。
総会議案の1ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は自作地に隣接し営農に便利なため、義務者

は権利者からの要望のため、贈与により、所有権の移転をしようとするものでございます。表の第2項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、贈与により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明いたします。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

尚、1ページの議案第1号の表の中で、1点訂正をお願いします。第1項の権利者の欄、■■■■さん、2行あります。自作地に隣接し耕作に便利のためとありますが、正しくは営農に便利のために訂正をお願いします。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項及び第2項の実態調査については、農地利用最適化推進委員の梅澤委員を呼んでありますので意見を求めたいと思います。梅澤委員を入场させて下さい。

————（梅澤委員着席）————

○議長 梅澤委員、ご苦労様です。梅澤委員から、第1項及び第2項の調査報告をお願いいたします。

————（梅澤委員報告）————

○梅澤委員 農地利用最適化推進委員の梅澤です。議案第1号第1項及び第2項の調査報告をいたします。

第1項の権利者の■■■■さんは、■■■と■■■■■に、■■■があり、約■■■■■頭の、■■■を育成しています。また、水田についても、約2.2ha程耕作をしています。

第2項の権利者の■■■■さんは、約0.9ha程、お住まいの、■■■近辺で水田を耕作しています。

今回、お互いの所有する農地を、贈与する事により、自作地の隣接地や近隣になり、耕作するのに便利になるため、贈与する事となったそうです。

なお、税金の関係で、贈与とする事にしたそうです。

問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

第3項は、■■■■■が■■の畑、327㎡を自己居住用の専用住宅用地として転用するものでございます。

申請地は、■■■■■■■■■■に隣接する小規模な農地で、第2種農地と思われま

す。計画としましては、建築面積99.37㎡の木造平屋建ての、居住用の住宅を建設するもので、敷地内は雨水枡を設け、生活用雑排水については、公共下水道に接続するものでございます。

第4項は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■が、太陽光発電施設用地として、■■の畑1,214㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、■■■■■■■や■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の近隣である小規模な農地で、第2種農地と思われま

す。計画としましては、1枚270Wの太陽光パネルを合計480枚設置し、129.6KWを発電するものでございます。敷地内は土のまま使用するので、雨水は自然浸透するものと思われま

す。続いて、第5項～第11項は、公益社団法人 佐倉市観光協会が、花火大会の観覧席用地として、角来と臼井田の水田16,762㎡を、一時転用しようとするものでござ

います。申請地は、佐倉ふるさと広場の道路の向かい側と千葉県水道局印旛沼取水場の南側の京成線沿いで、土地改良事業を実施した優良な農地で、農用地区域内の農地でござ

います。8月3日(土)に実施される花火大会の観覧席として、約17,000人分の取用場所を整備するもので、イベント終了後は農地に復元するものでござ

います。続いて、第12項～第14項は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■が、太陽光発電施設を整備するための、資材置場用地として、■■の田2,459㎡を、一時転用しようとするものでござ

います。申請地は、土地改良事業を実施した優良な農地で、農用地区域内の農地でござ

います。計画としましては、隣接する山林に整備する太陽光発電施設の資材置場として、申請地の水田に、PPシートを敷設し、その上に鉄板を敷き、令和元年7月上旬～令和2年3月下旬までの期間について、一時的に、使用するもので、工事完了後には、農地に復元されるものでござ

います。尚、隣接の太陽光発電施設を整備する山林については、平成31年4月26日付で、千葉県から林地開発の許可を得ております。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりでござ

います。なお、位置図等を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号については申請人を呼んであります。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かございますか。よろしいですか。申請人をお願いします。近隣住民やまた、地元の地区から説明会や要望があった場合は、速やかに対応して下さい。お願いします。

○申請人 はい、解りました。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第1項及び第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項及び第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、第3項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 私は、測量から申請の方まで依頼を受けました。建築士の■■と申します。よろしく申し上げます。今回、■■で、土地所有者は■■さん、申請者のお父さんとお母さんの共有名義です。そこに、娘の■■■■■さんが、専用住宅を建てたいという事で、申請させていただきました。建物は平屋でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありました

どのようになっているのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 以前に、■■■■■さんと言う会社が資材置場として、今年の3月まで使用されていましたが、その会社が解約されて、その解約後、弊社が地権者様と契約させていただき、太陽光発電施設として申請させていただきました。

○議長 長澤委員

○長澤委員 そうしますと、以前にそのような形で使われていたということでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 20年程前に、農地転用の許可を得て、資材置場として使用されていましたが、地目変更されず、地目が畑のままになっていました。

○議長 事務局

○事務局 事務局から説明させていただきます。平成3年の7月に、以前の会社が、資材置場用地として、賃借権で、農地転用許可を得ております。申請人が、話していたように、賃借権が切れて、更地に復元されて、申請人が、太陽光発電施設として、農地転用の申請がされたものでございます。

○議長 長澤委員、よろしいでしょうか。

○長澤委員 はい。

○議長 よろしいでしょうか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、第5項～第11項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 公益社団法人佐倉市観光協会の■■■と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。産業振興課の■と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。審議していただくのは、令和元年度第59回佐倉市民花火大会の、観覧席会場の設置に関する申請でございます。農地転用期間につきましては、準備期間と農地復旧期間を含めて、7月26日の金曜日～8月13日の火曜日までの19日間を計画しております。観覧会場は2会場ありまして、1つ目は、臼井3号踏切前の水田に無料観覧会場を設置したいと考えております。これは会場周辺の混雑を無くし、雑踏の事故を未然に防ぐことを目的としております。2つ目は、佐倉ふるさと広場前の水田に有料観覧席を設置したいと考えております。こちらの会場につきましても、会場周辺の混雑を防ぎ、来場者の安全を確保する事を目的としております。以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第5項～第11項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第5項～第11項は、許可相当と決しました。

続きまして、第12項～第14項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 初めまして、■■と申します。よろしく申し上げます。今回は、■■■
■様、■■様、■■様の土地をお借りして、太陽光発電施設の施工する場所の、排水路と作業場所の確保、コンクリート等の資材を置く場所として、一時転用の申請をさせていただきました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。椎名委員

○議席番号11番椎名です。この場所ですが、シートを敷いてその上に鉄板を敷くという事ですが、普段、水が溜まっているような場所ですが、出来るんでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 シートを敷いて、やる方法ですが、最初、シートを敷いて、その上に山砂を載せて、鉄板を敷く方法で考えていたのですが、下が軟弱なので、下がってしまう可能性があるので、PPシートを敷いただけで、鉄板を敷く方が、堅牢で、固く、重機が載っても、下がらないような状態と考え、この手法にしました。PPシートを敷いて、鉄板を敷いて、田んぼの方に石が落ちて、回収して廃棄処分をいたします。このような計画とさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長 椎名委員

○椎名委員 わかりました。道路脇に用水管が埋設されていますので、充分気を付けて工事をして下さい。■■■■さんが、よく知っていると思いますので、聞いて下さい。

○議長 申請人の方は、よろしくお願ひします。他にご質問はございますか。

申請人にお願ひいたします。近隣住民や地元地区から説明会の開催や要望等が出た時には、速やかに対応していただけるよう、お願ひいたします。

———（発言者なし）———

○議長 それでは、申請人は退席をお願ひいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第12項～第14項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第12項～第14項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和元年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、申請番号2番から8番については、議案第4号の農用地利用配分計画（案）に対する意見と関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願ひいたします。

議案第3号 令和元年度第3次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるも

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 こんにちは、■■■から来ました。■■■と申します。よろしくお願ひします。歳は64歳、会社員でしたが、農業を仕事として、やって行きたいと、昨年の7月から、佐倉市内の農業者、2件に、週1日ずつ、農業の研修という形で、修行をさせていただきました。併せて、スポット的に、■■■さんの農家さんに指導を受けつつ、千葉県農業大学校で、農業士の研修をさせていただき、農業に携わる知識をつけさせていただき、ようやく、農業をやる知識がついたのと、農地を耕作出来るようになったので、農地を借り受ける申請をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願ひいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番、木内です。いくつか質問させていただきます。農業をやろうとしている現状を、教えていただきたいと思います。例えば、耕作放棄地を解消しながらとか、現地を見たら、耕作放棄地を解消しながら、やられるのではないかと思ひまして、教えていただければ。

○議長 農政課、青山さん

○農政課 青山 農政課の青山です。こちらの土地ですが、数年前まで、新規就農された方が耕作していましたが、耕作に都合の良い、別の場所が見つかって、そちらの方に移られ、3年程、放置された場所です。雑草等が生えていますが、樹木等は、生えていませんので、開墾しやすい部類なのではないかと、その分、努力は必要かと思ひます。最初は、サツマイモと落花生を作付けされるとの事です。以上でございます。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 はい解りました。それと、圃場までいく進入路ですけど、狭いんですけど、耕作するのに支障はありませんか。

○議長 申請人

○申請人 ■■■から入って行きますが、実際、自分で入ってみました、確かに狭いですが、耕作するには充分だと思います。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 はい解りました。もう一つよろしいですか。5月～6月に、千葉県立農業大学校において、就農準備講座と言うものを、受講されていますが、どのようなものですか。

○議長 申請人

○申請人 毎週土曜日、10時から、基本的に土壌とか、病害虫防除とかの研修を、ポイント、ポイントで、全部で8回の講義を、受講しました。

○議長 木内委員よろしいですか。

○木内委員 はい。これから、新規就農して、やっに行かれるのでしょうか、農業は、自然を相手にするもので、自然を味方にするというか、それぞれの作物の収量を、なるべく多く収穫出来るよう、私たちも何かありましたら、応援出来たら、応援致しますので、何卒、がんばって行って下さい。

○申請人 ありがとうございます。

○議長 他に何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 続きまして、議案第3号申請番号2番から8番及び議案第4号について審議いたします。何かご質問がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席をお願いします。
農政課の職員が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号申請番号1番について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、申請番号1番は、承認と決しました。

続きまして、議案第3号申請番号2番～8番及び議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の13ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの2件、2筆、共同住宅用地としようとするもの1件、2筆でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

駐車場用地としようとするもの2件、2筆でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

雑種地として地目変更申請のあったもの、3件、3筆、宅地として地目変更申請のあったもの、1件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます
以上を持ちまして、令和元年度第3回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

=== 会 議 終 結 ===